



国民年金 学生納付特例

国民年金は「未納」より
「学生納付特例」を

国民年金係 055-33301
直方年金事務所 0949-22-0891

国民年金保険料を納めることが困難な学生については、「学生納付特例」の制度があります。在学中は毎年申請が必要です。

【申請受付期間】4月1日～平成31年3月末日

【申請場所】役場住民課または年金事務所

【申請に必要なもの】

○学生証（コピー可）または在学証明書 ○年金手帳または国民年金保険料納付書 ○印鑑

※代理人が申請する場合、代理人の身分証明書と、住所が別の場合は委任状が必要です

【特例対象となる人】①、②どちらも該当する人

①大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する学生など（1年以上の課程在籍に限る。夜間、定時制課程や通信課程も含む）

②本人の前年度所得が「118万円＋扶養親族等の数×38万円」以下である人

【特例対象となる期間】20歳以上の学生である期間のうち、次のいずれかの期間

- ①平成30年度の申請分：平成31年3月31日
- ②過去期間の申請分：申請が受理された月から2年1ヵ月前まで

平成30年度の国民年金保険料額は、
月額1万6,340円です。
(平成30年4月～平成31年3月)



【「納付」「学生納付特例」「未納」の違い】

		納付	学生納付特例	未納
障害者基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間への算入		○	○	×
	老齢基礎年金			
	受給資格期間への算入	○	○	×
	年金額への反映	○	×	×

- ※障害者基礎年金・遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります
- ※保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されますが、2年を過ぎると加算額が付きま
- ※追納の際は、年金事務所へお問い合わせください

【20歳になったら国民年金】

Q. 国民年金ってなんのためにあるんですか？
国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

Q. 老後の年金だけのために払うんですか？
国民年金は、老齢基礎年金のほか、事故などで障がいを負った際に支給される障害者基礎年金や遺族へ支給される遺族基礎年金など、働き世代にこそ必要な「まさか」への備えにもなります。

Q. 国民年金の加入手続きはいつ、どこでするんですか？
20歳になったら、桂川町役場住民課または直方年金事務所です手続きをしてください。

Q. 保険料を安くする方法はないんですか？
保険料を早めに納める「前納制度」を利用することで、最大で年間15,650円割引になります。

Q. 保険料の手軽な納め方がありますか？
口座振替、クレジットカード、インターネットバンキングなどをご利用ください。

※それぞれの項目の詳細は、年金事務所にお問い合わせください。